

木津川市地域公共交通総合連携計画

(中間案)

木津川市地域公共交通総合連携協議会

目 次

1. 地域公共交通総合連携計画に関する基本方針
2. 地域公共交通総合連携計画の目標
3. 地域公共交通総合連携計画の区域
4. 目標を達成するために行う事業及び実施主体に関する事項
5. 計画期間
6. その他

1. 地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

木津川市は、平成 19 年 3 月に、木津町、加茂町、山城町の 3 町の合併により誕生した、人口 68 千人の京都府南部に位置する市である。

木津川市の公共交通には、鉄道、バス、タクシー等があるが、公共交通間の連携が不十分であることや、バスにおいては、地域に合ったサービスが提供されていない等の問題を抱えている。また、自動車依存度が高まりつつあり、主要道路では、混雑が生じている。

このことから、地域のニーズにあったサービスの提供を行い、活力と魅力ある地域づくりを目指す必要があり、公共交通が連携することにより、公共交通の利便性を向上させ、円滑な移動の確保を行う必要がある。

以上を踏まえ、木津川市の地域公共交通の基本方針を以下の通りとする。

- ① 地域特性に応じた利便性の高い地域公共交通システムを構築することにより、活力と魅力ある地域づくりを目指す
- ② 鉄道・バス・タクシー等が連携し、市民にとって利用しやすく満足度の高い持続可能な地域公共交通対策に取り組む

2. 地域公共交通総合連携計画の目標

木津川市内における地域公共交通の活性化と連携により、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心・安全に移動できる生活環境の確保等に配慮した地域公共交通サービスの充実を図る必要がある。

このことから、地域公共交通総合連携計画の目標としては、公共交通が連携し、公共交通サービスを改善・推進するとともに、公共交通に関する情報提供を充実・発信することにより、より多くの人に公共交通を利用してもらうこととする。

数値目標としては、上位計画となる木津川市総合計画中間案の成果指標との整合から、利用者数を用いることとし、以下のように設定した。

表 数値目標（木津川市総合計画中間案の成果指標より）

	平成 20 年 (現状)	平成 25 年	平成 30 年
利用者数（年間）	38.5 万人	39 万人	40 万人

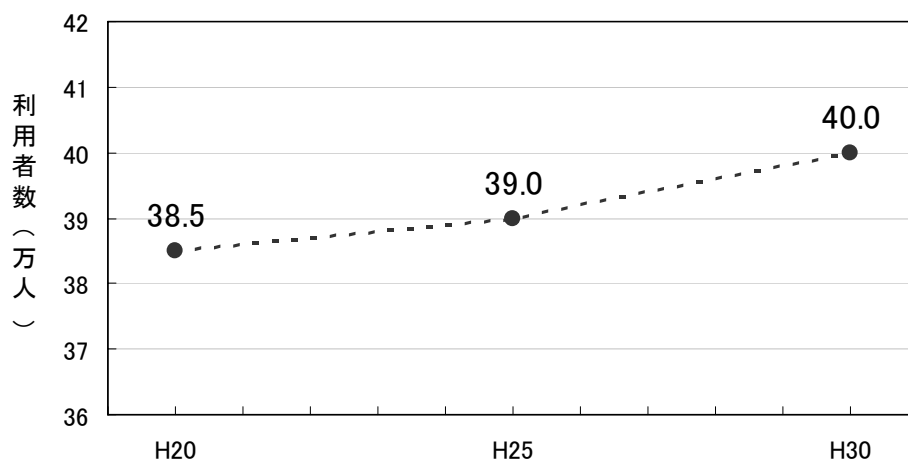


図 数値目標

3. 地域公共交通総合連携計画の区域

木津川市全域とする

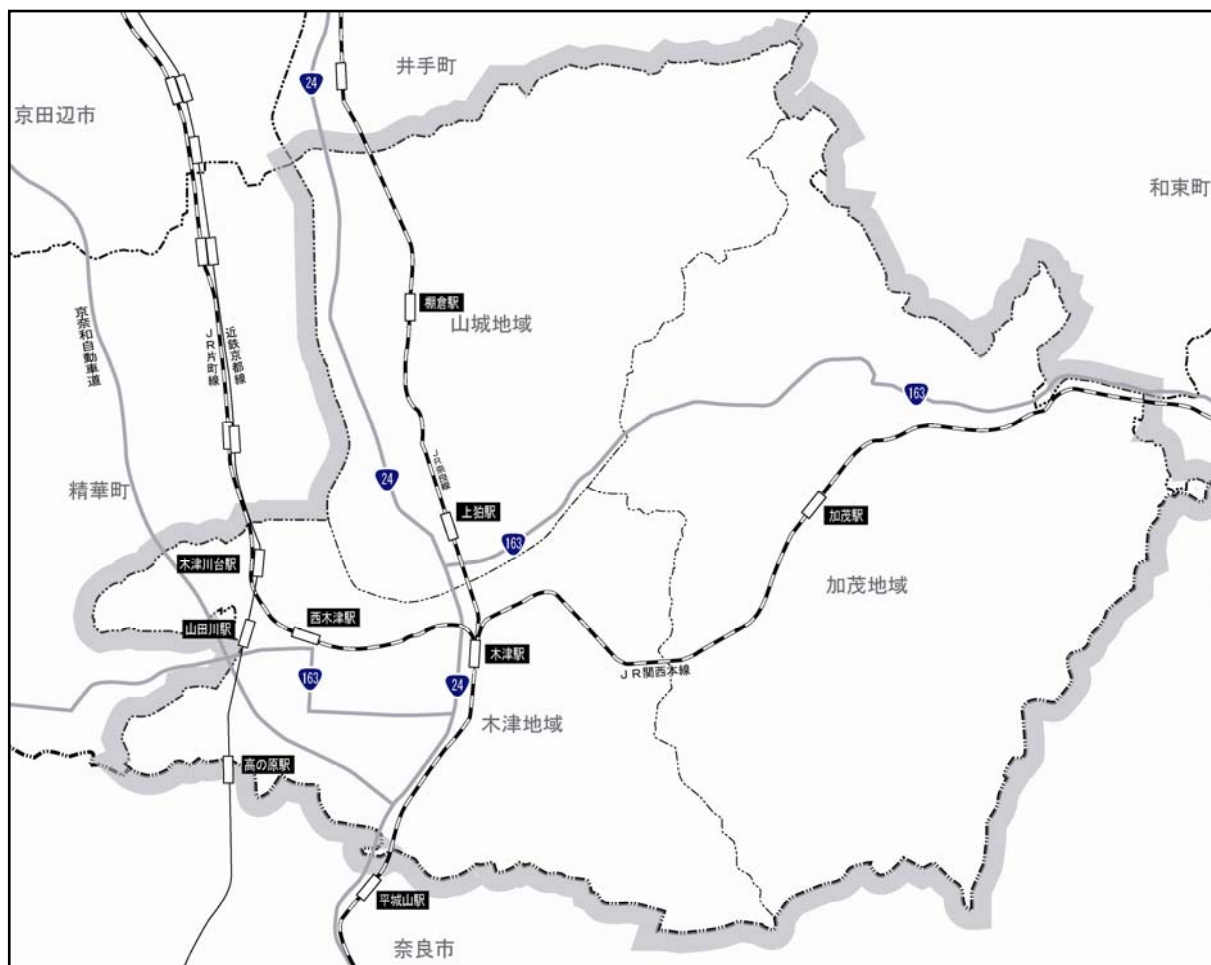


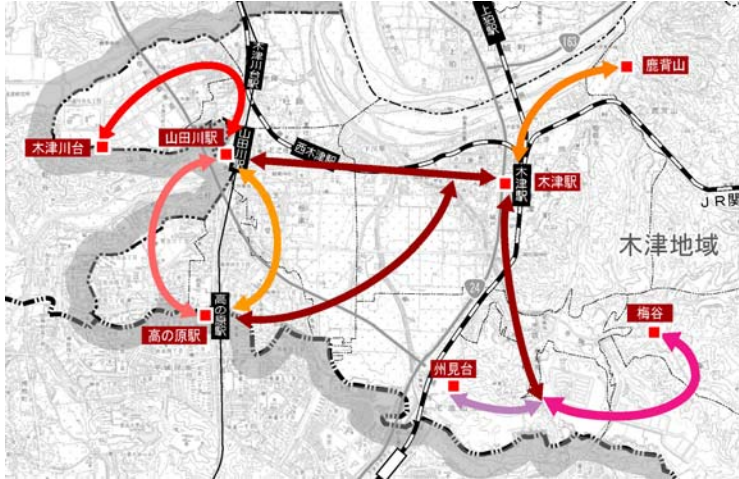
図 地域公共交通総合連携計画の区域（木津川市全域）

4. 目標を達成するために行う事業及び実施主体に関する事項

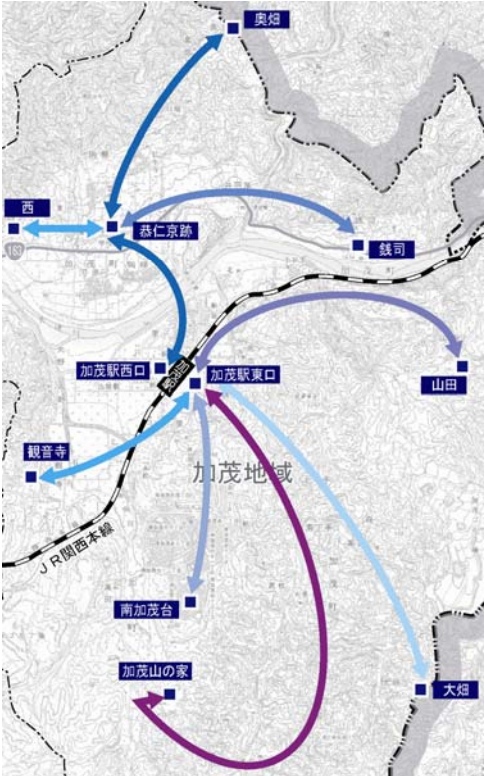
木津川市が抱える課題と目標を達成するために行う事業のつながりは、以下の通りである。

木津川市が抱える課題		① 木津地域コミュニティバス 実証運行事業	② 加茂地域コミュニティバス 実証運行事業	③ 山城地域コミュニティバス 実証運行事業	④ コミュニティバス車両導入 ・ラッピング化事業	⑤ 交通結節点・バス停等 情報提供整備事業	⑥ 公共交通 利用促進活動事業
コミュニティバス・福祉バス	運行形態の見直し ・旧町内のみの運行形態である ・一部ルートにおいて迂回している	○	○	○			
	サービスレベルの違い ・地域に合ったサービスが提供されていない ・わかりやすいダイヤが組まれていない	○	○	○			
	情報提供の不足 ・ルートやバス停位置がわからない（加茂地域） ・バス停がない（山城地域） ・時刻表等のバスに関する情報が収集しにくい ・コミュニティバスとわかりにくい車両を使用している				○	○	○
バスネットワーク	路線バスの不在 ・高麗線が休止した（山城地域）			○			
	路線バスとコミュニティバスの連携が不十分 ・ダイヤを別々に組んでいる ・それぞれでバス停を設置している	○	○	○		○	
公共交通ネットワーク	鉄道とバスの連携が不十分 ・改札周辺にバスに関する情報が提供されていない ・鉄道とバスの乗り継ぎがしにくい					○	
	駅前ロータリーの有効活用 ・主要駅ではロータリーが整備されており、有効活用が求められている					○	
人口・社会経済	人口への対応 ・常住人口が年々増加している ・高齢化が進んでいる地域がある	○	○	○			
	観光地の活性化 ・多くの観光地が存在する ・観光しやすい交通環境を整える必要がある		○				
	自動車利用増加による交通混雑の発生 ・自動車保有台数の伸びが著しい ・主要道路の混雑が顕著である	○	○	○		○	○

①木津地域コミュニティバス実証運行事業

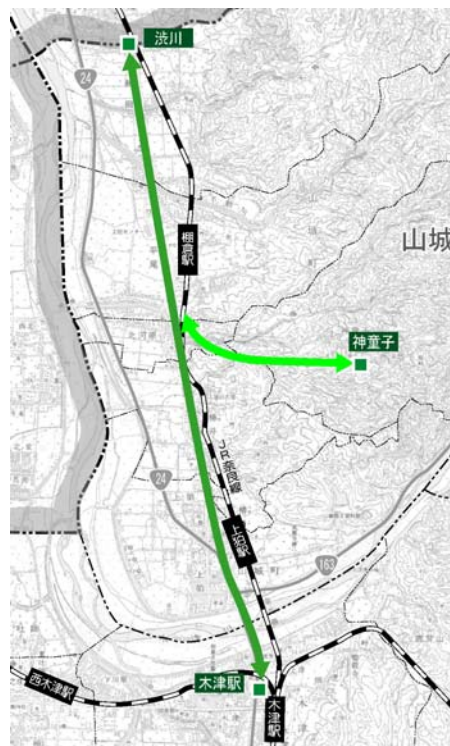
項 目	詳 細
事業計画 事業概要	本格運行に向けて、バス事業者へ運行委託する方法で、木津地域においてコミュニティバスの実証運行を検討・実施する。 運行回数：10 往復（20 便）/日程度 運行区間：鹿背山・梅谷・州見台～木津駅～山田川駅～高の原駅・木津川台 運賃：運行費用の負担を補う程度 使用車両：バス車両 
実施時期	平成 21 年～
実施主体	木津川市、バス事業者、木津川市地域公共交通総合連携協議会

②加茂地域コミュニティバス実証運行事業

項 目	詳 細
事業計画 事業概要	本格運行に向けて、バス事業者へ運行委託する方法で加茂地域においてコミュニティバスの実証運行を検討・実施する。 また、利用実態に応じて、小型車両を活用した予約型路線等新たな交通システムの導入について検討する。 運行回数：4 往復（8 便）/日程度 運行区間：奥畑・銭司・西・山田 ・大畑・南加茂台 ・観音寺～加茂駅 運賃：運行費用の負担を補う程度 使用車両：バス車両・タクシー車両 ※当尾地域を運行する路線については、以下の条件とする。 運行回数：8 往復（16 便）/日程度 運行区間：加茂山の家～加茂駅 運賃：運行費用の負担を補う程度 使用車両：バス車両 
実施時期	平成 21 年～
実施主体	木津川市、バス事業者、タクシー事業者、木津川市地域公共交通総合連携協議会

③山城地域コミュニティバス実証運行事業

項 目		詳 細
事業計画	事業概要	本格運行に向けて、バス事業者へ運行委託する方法で山城地域においてコミュニティバス及び小型車両を活用した予約型路線の実証運行を検討・実施する。 運行回数：7 往復（14 便）/日程度 運行区間：渋川～木津駅、 主要施設（渋川～木津駅間）～神童子 運賃：運行費用の負担を補う程度 使用車両：バス車両・タクシー車両
	実施時期	平成 21 年～
	実施主体	木津川市、バス事業者、タクシー事業者、木津川市地域公共交通総合連携協議会



④コミュニティバス車両導入・ラッピング化事業

項 目		詳 細
事業計画	事業概要	コミュニティバスを運行する際、一部地域において、バス事業者の車両を使用する必要があるが、路線によっては、一般車両と判別が付きにくい車両を使用していることから、コミュニティバスとわかりやすい車両を導入する。 また、木津川市が所有する車両を用いて運行しているコミュニティバスにおいても、バス運行の認知度及び利便性の向上のために、コミュニティバスのラッピング化等わかりやすい車両を検討する。
	実施時期	平成 22 年～
	実施主体	木津川市、木津川市地域公共交通総合連携協議会 等

⑤交通結節点・バス停等情報提供整備事業

項 目		詳 細
事業計画	事業概要	公共交通を相互に利用する際、スムーズに乗り継ぎしやすいように案内板等の情報提供ツールを検討・整備する。 また、サービスレベル等を変更した場合は、バス停の案内板等の内容を変更する。
	実施時期	平成 21 年～
	実施主体	木津川市、木津川市地域公共交通総合連携協議会 等

⑥公共交通利用促進活動事業

項 目		詳 細
事業計画	事業概要	より多くの人に公共交通を利用してもらうために、公共交通ネットワーク図や時刻表を掲載したチラシ、公共交通に関する情報を掲載した公共交通だより等を作成・配布を行う。また、コミュニティバスの利用促進等に関するイベントの開催やモビリティ・マネジメントを実施する。 また、実証運行の効果把握を行うために、実態調査等による情報収集調査と分析を行う。 さらに、利用者にとって公共交通が利用しやすいように、各種企画乗車券の検討等を行う。
	実施時期	平成 21 年～
	実施主体	木津川市、木津川市地域公共交通総合連携協議会 等

5. 計画期間

平成 21 年度～平成 25 年度の5年間

表 事業スケジュール

事業の名称	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
木津地域 コミュニティバス 実証運行事業					
加茂地域 コミュニティバス 実証運行事業					
山城地域 コミュニティバス 実証運行事業					
コミュニティバス 車両導入・ラッピング グ化事業					
交通結節点 ・バス停等 情報提供整備事業					
公共交通利用促進 活動事業					

6. その他

（地域公共交通総合連携協議会等の経過）

平成 20 年 5 月 28 日	第 1 回木津川市地域公共交通総合連携協議会
平成 20 年 6 月 23 日	第 1 回地域公共交通再編検討分科会
平成 20 年 7 月 7 日	第 2 回地域公共交通再編検討分科会
平成 20 年 7 月 28 日	第 2 回木津川市地域公共交通総合連携協議会
平成 20 年 8 月 18 日	第 3 回地域公共交通再編検討分科会
平成 20 年 8 月 20 日	第 3 回木津川市地域公共交通総合連携協議会
平成 20 年 10 月 3 日	第 1 回地域再生分科会
平成 20 年 10 月 3 日	第 4 回地域公共交通再編検討分科会
平成 20 年 10 月 3 日	第 4 回木津川市地域公共交通総合連携協議会
平成 20 年 11 月 1 日	加茂地域における木津川市コミュニティバス社会実験開始
平成 20 年 11 月 4 日	山城地域における木津川市コミュニティバス社会実験開始
平成 21 年 1 月 16 日	第 5 回地域公共交通再編検討分科会
平成 21 年 1 月 16 日	第 5 回木津川市地域公共交通総合連携協議会

調査事業に係る事後評価記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会を適宜開催したほか、協議会に市民代表及び運輸支局を委員とする分科会を設け、市民視点にたった運営を行い、木津川市域の現状と地域が抱える課題を把握した上で、地域公共交通に関する目標(案)を設定し、当該目標を達成するための事業(案)を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて、必要な調査を行った。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

コミュニティバス・福祉バスやバスネットワーク、バスと鉄道の乗り継ぎについての課題整理や住民やコミュニティバス・福祉バスの利用者を対象としたアンケート調査結果から、木津川市における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

人口増加や高齢化への対応や観光地の活性化、自動車利用の増加による交通混雑等について整理し、地域における公共交通の位置づけについて整理を行った。

2 地域公共交通に関する目標(案)の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

現状におけるコミュニティバスの利用者数をベースに、5・10年後の利用者数を算定し、それを地域公共交通に関する目標(案)として設定している。この目標値は、利用状況を直に把握できるという点で適切な目標であると言えるほか、達成したかどうか検証しやすいという特徴(具体性)を有している。(別添の木津川市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

上位計画となる木津川市総合計画中間案の成果指標を地域公共交通に関する目標として設定している。(別添の木津川市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

3 地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選出されたか。 また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

コミュニティバスの利用者数を増やすことを目的として、地域特性に応じたコミュニティバスの運行を行うコミュニティバスの実証運行を案として選定した。また、公共交通の改善と利用促進を図るコミュニティバス車両導入・ラッピング化事業や交通結節点・バス停等での情報提供整備事業、公共交通利用促進活動事業を案として選定した。(別添の木津川市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

Ⅲ 自立性・持続性
1 事業の実施に向けての準備
① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。
地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)について、具体的内容とスケジュールを検討した。(別添の木津川市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)
② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。
評価基準を実証運行バス利用者数とし、運行委託業者からの実績報告により把握することとした。また、実証運行の実施においては、住民及び利用者を対象にアンケートを実施し、利用者の満足度や外出回数の変化等、全般的に把握することとした。
③ 事業の実施主体が検討されたか。
コミュニティバスの実証運行については、安全運行面を重視した木津川市からの提案があり、協議の上、関係者合意が形成された。(別添の木津川市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)
2 事業の実施環境
① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。
平成21年度においてコミュニティバス実証運行等の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費・府費のほか、木津川市から財政支出によるということで、関係者の合意が形成され、市域での運賃のあり方を検討する際、運行経費について試算等を行い、木津川市の平成21年3月議会に予算案を提出し、市議会に置いて審議してもらうことになっている。
② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。
住民及び利用者を対象としたアンケートの実施や全世帯に配布している公共交通だよりの発行により、住民の公共交通に関する関心は高まっている。また、MM等の公共交通利用促進の取り組みが検討されている。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
1 協議会における審議体制等
① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
法定協議会の運営要領が第1回法定協議会で決定・制定されており、法定協議会の審議事項は地域公共交通総合連携計画の作成及び連携計画に基づく事業の実施に関する事項や地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他旅客の利便増進を図るために必要な事項、その他地域公共交通の活性化及び利用促進に関する事項と規定されている。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。
法定協議会の構成員には、協議会規約に基づく市民代表として利用者委員1名や公募委員3名、木津川市観光協会副会長、木津川市民生児童委員協議会会長、木津川市老人クラブ連絡協議会副会長が含まれているほか、住民及び利用者を対象とした利用実態調査について法定協議会で説明しており、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。 また、協議会に市民代表及び運輸支局を委員とする分科会を設け、市民視点にたった運営を行っている。
2 協議会における審議
① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。
第1回法定協議会においては、協議会規約等が決定され、それ以降の法定協議会においては、調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたほか、第4回法定協議会においては調査事業に関わる社会実験の実施が決定されており、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。
② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。
法定協議会の運営内規において、議事の傍聴は原則可能としており、議事録は市長公室学研企画課及び木津川市ホームページ等で速やかに公表している。
3 地域関係者の実質的な合意形成
① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
法定協議会での調査事業の進め方、実施状況の報告・審議をもとに、関係者の合意形成が行われ、地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について、地域関係者の実質的な合意を形成している。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

実施計画概要

合併前から継続しているコミュニティバス・福祉バスの運行等が課題となっており、公共交通全体の見直しを行う必要があることから、社会実験等についての調査を実施し、実証運行に向け、木津川市の公共交通体系の構築を図る。

事業実施概要

検討の経緯

■平成20年5月：第1回協議会

- ・事業計画について
- ・昨年度の取組について
(公共交通の現状と課題について)

■平成20年7月：第2回協議会

- ・加茂・山城地域の再編方針について
- ・今後の社会実験の実施予定について

■平成20年8月：第3回協議会

- ・木津地域の再編方針について
- ・加茂・山城地域の再編計画について

■平成20年10月：第4回協議会

- ・加茂・山城地域の社会実験について

■平成21年1月：第5回協議会(予定)

- ・総合連携計画中間案・事後評価について
- ・木津地域の再編方針について

■平成21年2月：第6回協議会(予定)

- ・実証運行の検討について

■平成21年3月：第7回協議会(予定)

- ・総合連携計画案について

平成21年1月までの検討状況(計画素案)

【基本的な方針】

- ・地域特性に応じた利便性の高い地域公共交通システムを構築することにより、活力と魅力ある地域づくりを目指す
- ・鉄道・バス・タクシー等が連携し、市民にとって利用しやすく満足度の高い持続可能な地域公共交通対策に取り組む

【区域】

木津川市
全域

【計画期間】

平成21年
～平成25年

【目標】

- 公共交通が連携し、公共交通サービスを改善・推進する
 - 公共交通に関する情報提供を充実・発信する
- ↓
- ・より多くの人に公共交通を利用してもらう
 - ・数値目標として、利用者数を使用する

【事業・実施主体】

●木津地域コミバス実証運行事業

- ・本格運行に向けて、コミュニティバスを実証運行
- <木津川市>
- <バス事業者>
- <連携協議会>



●公共交通利用促進活動事業

- ・チラシや公共交通日より等の作成・配布
- ・イベントの開催やモビリティ・マネジメントの実施
- ・各種企画乗車券の検討

●加茂地域コミバス実証運行事業

- ・本格運行に向けて、コミュニティバスを実証運行
- ・利用実態に応じた新たな交通システムの導入の検討
- <木津川市>
- <バス事業者>
- <タクシー事業者>
- <連携協議会>



●山城地域コミバス実証運行事業

- ・本格運行に向けて、コミュニティバス及び小型車両を活用した予約型路線を実証運行
- <木津川市>
- <バス事業者>
- <タクシー事業者>
- <連携協議会>



●コミバス車両導入・ラッピング化事業

- ・コミュニティバスとわかりやすい車両を導入
- ・コミュニティバスのラッピング化等わかりやすい車両を検討

●交通結節点・バス停等情報提供整備事業

- ・乗り継ぎしやすいように情報提供ツールを検討・整備

上記のとおり、法定協議会を適宜に開催しながら、木津川市域の現状と地域が抱える課題を把握した上で、地域公共交通に関する目標(案)を設定し、当該目標を達成するための事業(案)を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて、必要な調査を実施してきたところ。今後、計画の策定と計画に基づく来年度からの事業の実施に向け、合意形成を図っていく。

地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額
3,000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)

